

FLEDGE スポーツクラブ規約

第1条 本規約

本規約では、FLEDGE スポーツクラブについて必要な事項について定める。

第2条 名称

本スポーツクラブは「FLEDGE スポーツクラブ」を正式名称とし、小山市内の運動施設を借用し活動するクラブである。

第3条 運営と会場所在地

本スポーツクラブの運営は代表の平井健太郎が行い、本スポーツクラブが指定した会場は以下のとおりとする。

- ・小山市立体育館（小山市塚崎 1408-1）

第4条 理念

本スポーツクラブは、「楽しみながら脳と身体を鍛える」ことを理念とし、活動する運動スポーツクラブである。

第5条 入会

本スポーツクラブに入会を希望する者は、所定の申込み用紙に必要事項を記入し、保護者の同意を得た上で保護者の署名をした用紙を本スポーツクラブに提出する。なお、記載内容に変更が生じた場合は、遅滞なく本スポーツクラブに届け出るものとする。

本スポーツクラブへの入会を希望する者は、無料体験への参加ができる、体験中の事故・怪我などについては、体験会への参加者各自が責任を負うものとし、本スポーツクラブは責任を負わないものとする。

第6条 会費

入会金(スポーツクラブユニフォーム代のみ)、月会費およびその他の費用(以下「会費」という)は、本スポーツクラブが別途定める料金とする。スポーツクラブ生が理由なく会費納入を2ヶ月遅延した場合、スポーツクラブ生は資格を喪失する。

会費の納入方法は本スポーツクラブが指定する方法とする。振込手数料等が生じる場合には、スポーツクラブ生の負担とする。

会費の変更は、社会情勢の変動に応じて変更できるものとする。

スポーツクラブ生は、本スポーツクラブの休会期間中は、会費の支払いを免除される。

第7条 休会

本スポーツクラブの休会(引き続き1ヶ月以上3ヶ月以下休む場合をいう)を希望するスポーツクラブ生は、前月20日までに届出を出さなければならない。

休会の期間は最大3ヶ月以内とし、休会の期間が経過した時は自動的に復会するものとする。ただし、病気、怪我などの理由で本スポーツクラブが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。

第8条 退会

本スポーツクラブ生を退会する場合、希望月の20日までに本スポーツクラブに退会届を提出しなければいけない。

本スポーツクラブは、スポーツクラブ生が資格を喪失した場合、退会させることができる。

第9条 コースおよびクラスの新設、廃止等

本スポーツクラブは、スポーツクラブ生の参加状況などにより、1ヶ月前の予告をもってコースの新設、曜日および時間帯の変更または廃止をすることができる。

本スポーツクラブは、スポーツクラブ生の技術に応じて選抜クラスを設けることができる。

第10条 スポーツクラブ生資格の喪失

本スポーツクラブは、スポーツクラブ生に下記に該当する事由があると判断した場合には、当該スポーツクラブ生の資格を喪失することができる。

スポーツクラブ生本人が死亡したとき。

正当な理由なく会費3ヶ月滞納し、催告をしてもそれに応じず納入しないとき。

本規約に違反したとき

本スポーツクラブにおける受講態度に問題があると判断したとき。

本スポーツクラブ外で、本スポーツクラブの名誉を汚す行為をしたとき、その品位に欠ける行動をしたと判断したとき。

その他、本スポーツクラブが本スポーツクラブ生としてふさわしくないと判断したとき。

第11条 遵守事項

本スポーツクラブ生およびその保護者は下記の事項を守らなければならない。

本スポーツクラブの目的に沿うように努める。

本スポーツクラブの名誉を汚すような行為をしない。

本規約を含め、本スポーツクラブが定める規則などを遵守する。

本スポーツクラブが指定したユニフォームを着用の上、トレーニングに参加すること。

スポーツクラブ生の成長を第一に考え、保護者は本スポーツクラブ中にコーチングをしないこと。

第12条 スポーツクラブの閉鎖・中止

本スポーツクラブは次の場合に本スポーツクラブの全部または、一部を閉鎖・中止することができる。

天災・地変・その他の事由によりスポーツクラブ存続が不可能と認められたとき。

その他スポーツクラブ経営上存続が不可能と思われる事由が生じたとき。

借用している会場の都合で存続が不可能と思われる事由が生じたとき。

社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき。

第13条 健康管理および欠席について

スポーツクラブ生の保護者はスポーツクラブ生の健康に関して、責任をもって管理するものとする。また、本スポーツクラブを欠席する場合は、本スポーツクラブが定めた方法で連絡する。

第14条 本スポーツクラブへの通学について

スポーツクラブ生は本スポーツクラブが指定する会場まで自己責任のもとで通学するものとする。

通学途中で何らかの事故にあった場合、または事故を起こした場合、本スポーツクラブは一切の責任を負わないものとする。

交通事故等で発生する傷害については、スポーツ傷害保険で補償されるか否かに関わらず、本スポーツクラブに対して損害などの賠償請求を行わない。

第15条 ウェア

トレーニングなど本スポーツクラブに参加する際は、本スポーツクラブが指定したウェアで参加すること。

第16条 本スポーツクラブ中の怪我と保険加入

スポーツクラブ生は本スポーツクラブが指定するスポーツ保険に加入し、その保険にかかる代金を支払うものとする。

本スポーツクラブがスポーツクラブ生のスポーツ保険加入手続きを代行する。

スポーツクラブ生は保険加入手続きが完了するまで、トレーニングには参加できない。万一、保険加入が完了する前に練習に参加し、怪我をした場合、本スポーツクラブは一切損害賠償の責を負わない。

スポーツクラブ活動中に発生した事故については、保険の範囲内において補償されるものとし、保険の範囲外について、本スポーツクラブは一切損害賠償の責を負わないものとする。

第17条 盗難・紛失及び忘れ物

トレーニング中に生じた盗難・紛失について、本スポーツクラブは一切損害賠償の責を負わないものとする。